

被災宅地等復旧支援事業 Q&A

【令和6年6月20日時点】

番号	質問	回答
1	どのような宅地が対象となるのか？	R6能登半島地震発生時に住宅の用に供されていた宅地が対象です。 ただし、民間企業や団体等の社宅や寮の宅地や分譲宅地等の宅地開発の事業用の宅地は対象となりません。
2	どこに相談に行けばいいのか？	被災宅地等復旧支援事業の受付窓口は市町となりますので、補助金の申請手続きなど、詳細についてはそれぞれの市町にお尋ねください。
3	補助制度の内容は？	被災宅地の所有者、管理者又占有者(以下、「所有者等」という。)が対象工事の施工に要した経費(消費税及び地方消費税を含む。)から50万円を控除した額の3分の2を補助する制度です。 対象工事の上限額は1,200万円となっており、最大で766万6千円の補助を受けることができます
4	対象工事とはどのようなものか？	R6能登半島地震による被災宅地等の復旧に要する以下の工事が対象となります。 ①復旧工事 原形復旧を基本とした次に掲げる工事(構造基準を満たすものへの変更を含む。) <ul style="list-style-type: none"> ア のり面の復旧工事 イ擁壁の復旧工事(旧擁壁の撤去、擁壁に関する排水施設設置工事を含む。) ウ 地盤の復旧工事(陥没への対応工事を含む。) ②地盤改良工事 液状化が発生したとみられる区域における液状化再度災害防止のための住宅建屋(住宅及び住宅に附属する用途に供する建築物。以下同じ。)下の地盤改良工事 ③住宅基礎の傾斜修復工事 住宅建屋基礎の沈下又は傾斜を修復する工事 (住宅耐震化促進事業との併用は不可) ※①～③の工事には調査、設計費を含む。
5	アパートなどの賃貸住宅の宅地も対象となるのか？	対象となります。
6	土地は購入していたが住宅をまだ建築していなかった場合は対象となるのか？	震災前から住宅建築の工事請負契約を締結し、住宅を建てるとしていた場合は対象となります。
7	被災時に空き家となっていた宅地の復旧も対象となるのか？	原則として空き家の宅地は対象外とします。
8	店舗(事務所)併用住宅の宅地は対象となるのか？	併用住宅の宅地は、住宅の用に供する部分の宅地が対象となります。 対象部分の判定が困難な場合は、住宅、非住宅の面積で工事費を按分し補助金の額を算定してください。
9	土地の名義が法人でも補助の対象となるのか？	個人、法人を問わず、住宅の用に供されていた宅地であれば対象となります。
10	住宅に被害がなくても宅地に被害があれば対象となるのか？	対象となります。

11	既に宅地復旧工事を終えているが補助の対象となるのか？	既に工事が完了しているものであっても、R6能登半島地震により被災した住宅用宅地の復旧工事であることが確認できれば補助対象となります。被災宅地の確認方法としては被災時の写真などがありますが、詳しくは市町にお尋ねください。
12	法面とは？	住宅を支える基礎面と接している宅地について、傾斜(30度以下が目安)をつけることにより安定させている部分を言います。